

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="150 668 1081 1305"><thead><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]	[略]		法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]	法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]	<p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1158 668 2089 1305"><thead><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請</td><td>[略]</td></tr><tr><td>法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]	法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]	[略]		法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]	法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]
申請の種類	手数料の額																												
[略]																													
法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]																												
法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]																												
[略]																													
法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]																												
法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]																												
申請の種類	手数料の額																												
[略]																													
法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]																												
法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請	[略]																												
[略]																													
法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]																												
法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]																												
<p>2・3 [略]</p> <p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第21条 法第85条第5項若しくは第6項に規定する建築の許可を受けた仮設</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>(仮設建築物等に対する制限の緩和)</p> <p>第21条 法第85条第6項若しくは第7項に規定する建築の許可を受けた仮設</p>																												

建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項に規定する使用の許可を受けた建築物については、第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定は、適用しない。

建築物又は法第87条の3第6項若しくは第7項に規定する使用の許可を受けた建築物については、第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定は、適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。